

(例) 離職日が令和 2 年 6 月 30 日の場合、軽減期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月末までとなります。

【申請方法】

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、町民課保険年金係へ申請してください。

後期高齢者医療制度創設に伴う緩和措置

・旧被扶養者にかかる減免

75 歳以上の方が会社の健康保険 (国保組合は対象外) などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行したことによりその被扶養者であった方 (65 歳～ 74 歳に限ります) が新たに国保に加入する場合 (旧被扶養者) 申請により下記の減免が適用されます。

【減免内容】

・旧被扶養者の所得の有無にかかわらず、所得割額が全額免除

・ 7 割、5 割軽減に該当する場合を除き、均等割及び平等割が半額免除

(ただし、平等割については、国保被保険者が旧被扶養者 1 人のみの世帯に限ります)

※制度改正により均等割額・平等割額については、旧被扶養者の国保資格取得日の属する月以後 2 年間を経過するまでの間に限り減免措置を行う期間制限が設けられました。

【申請方法】

被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」と印鑑を持参し、町民課保険年金係へ申請してください。

・特定世帯にかかる平等割の軽減 (申請不要)

世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保被保険者が 1 人となる世帯を特定世帯と言います。この場合、平等割額 (介護納付金分を除く) を 5 年間半額とします。また、5 年間の軽減措置に加え、その後の 3 年間は平等割額を 4 分の 1 軽減します。

◆国保税の納付方法

普通徴収：納期年 8 回 (7 月～翌年 2 月) 納付書または口座振替により納付

特別徴収：納期年 6 回 (年金支給月) 納税通知書記載の年金からの天引きにより納付

※特別徴収の対象となる方

下記の条件にすべてあてはまる方は、世帯主の年金からの天引きで納めていただきます。

①世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者が全員 65 歳から 74 歳である場合

②特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円以上で、介護保険料と国保税の合計額が年金額の 1/2 を超えない場合。

③介護保険料が佐川町の特別徴収対象者である場合

※今年度から新たに特別徴収となる方

7 月・8 月・9 月は納付書または口座振替で納付していただき、10 月から年金天引きとなります。

※ただし、特別徴収の該当世帯であっても、申し出により口座振替へ納付方法を変更できます。

・申し出は随時受付しますが、申し出時期により、特別徴収の中止時期が異なります。

・納付状況等により、口座振替への変更が認められない場合があります。

・特別徴収による納付額は、住民税・所得税の申告の際、本人以外の社会保険料控除には適用できません。(口座振替の場合は、実際に国保税を負担している方の社会保険料控除に適用されます)

令和 2 年度国保税の納税通知書は、7 月中旬に送付します。

＜国保に関する問い合わせ先＞

・加入・脱退等の届出 町民課 保険年金係 電話 22-7706

・国保税の課税に関すること 税務課 国保住民税係 電話 22-7704

・国保税の納付に関すること 税務課 収納管理室 電話 22-7703

国民健康保険税 (国保税) のお知らせ

◆国民健康保険税率

国民健康保険制度の改正により、平成 31 年度から保険税率は、県が佐川町に配分した「国保事業費納付金」の算定に用いる所得 (所得割) ・被保険者数 (均等割) ・世帯数 (平等割) の割合から算出された標準保険税率をもとに決定しています。

令和 2 年度の国保税率				
区 分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
①所得割	(被保険者の前年所得－ 33 万円) × 税率	7.30%	2.50%	2.20%
②均等割	被保険者 1 人につき	30,100 円	10,500 円	11,600 円
③平等割	1 世帯につき	20,800 円	7,200 円	5,500 円
賦課限度額	上記①～③の合計 年間上限額	63 万円	19 万円	17 万円

・医療給付費分の計算における賦課限度額が、61 万円から 63 万円に引き上げられました。

・介護給付金分の計算における賦課限度額が、16 万円から 17 万円に引き上げられました。

・医療給付費分と後期高齢者支援金分は全被保険者に、介護納付金分は 40 歳から 64 歳の方に課税されます。

◆納税義務者

世帯主が納税義務者になります。国保税は世帯を 1 つの単位としているため、家族の中に国保の加入者 (被保険者) がいれば、世帯主が職場の健康保険に加入している場合であっても、納税義務者は世帯主になります。そのため、納税通知書は世帯主に送付します。

◆国保税の軽減・減免制度

所得が低い世帯に対する軽減

世帯主と国保被保険者の年間所得の合計が軽減判定所得を下回る世帯については、均等割と平等割を下記の割合で軽減します。ただし、前年の所得が未申告の場合は軽減されませんので、**収入が無い場合でも必ず申告をしてください。**

区分	軽減判定所得
7 割軽減	33 万円
5 割軽減	33 万円 + 28 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)
2 割軽減	33 万円 + 52 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同じ世帯に属する方です。

※軽減判定のための年間所得の合計に、擬制世帯主 (国民健康保険の被保険者ではない世帯主) の所得は含まれますが、被保険者の人数に擬制世帯主は含まれません。

倒産・解雇などで離職された方に対する軽減

倒産・解雇・雇い止めなどの理由で離職され、雇用保険の給付を受ける方については、申請により一定期間、国保税の軽減を受けられます。

対象となるのは、離職日時点で年齢が 65 歳未満の方で、ハローワークから交付される雇用保険受給資格者証の離職理由 (数字 2 桁) が下記の方です。(ただし、特例受給資格者を除きます)

対象コード ： 1 1 ・ 1 2 ・ 2 1 ・ 2 2 ・ 2 3 ・ 3 1 ・ 3 2 ・ 3 3 ・ 3 4

【軽減内容】

対象者の前年の給与所得を 100 分の 30 とみなして所得割を算定します。

【軽減期間】

離職日の翌日から翌年度末まで

水稻共同防除に関するご協力をお願い

共同防除は、農家の方々と防除所、普及センター、役場、JA等の協力のもとに行われているものです。液剤散布の方法により、安全な農薬をより効果のあがる一斉防除で行い、減農薬化や環境の保全につながる大切な作業です。当日は朝早くからの騒音や関係車両の往来、微量の農薬霧の飛沫等でご近所の皆様には何かとご迷惑をおかけするかと存じます。また、農薬散布に際しては十分注意をして実施しますが、念のため車両、洗濯物、ペット等は建物内に格納下さいますようお願いいたします。日中の作業の場合、液剤が風により飛散し消毒ができないため、無風で上昇気流の少ない夜間～早朝の作業になります。皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

防除地区	1 回目	2 回目	防除方法
平野	6/20(土)	7/11(土)	無人ヘリ
原島	8/ 8(土)	9/ 4(金)	〃
加茂	7/31(金)	8/28(金)	〃
永野北	7/25(土)	8/22(土)	スパウダー
永野南	7/26(日)	8/23(日)	〃
東組	7/25(土)	8/26(水)	無人ヘリ
鳥の巣	7/27(月)	8/29(土)	〃
西組	7/27(月)	8/29(土)	〃
西山	7/25(土)	8/26(水)	〃

☎ 高知県農業共済組合 中部支所 電話 088-856-7111

～仁淀川流域交流会議 流域活性化補助金～

仁淀川に関する活動を応援します！

補助対象事業

- ①仁淀川流域の観光振興を図るためのイベント、アピール活動
- ②仁淀川流域の伝統文化を守り、更に発展させるための取り組み
- ③仁淀川の清流保全を推進するための美化・啓発活動

補助率及び金額

補助対象経費の1/2以内で、補助限度額は1事業あたり500,000円

詳しくは下記へお問い合わせください。

☎ チーム佐川推進課 電話 22-7740

広告

あなたの『行きたい!!』を安心・安全にお手伝いします



- ・お出かけ（お買い物・お食事）
- ・通院、入退院
- ※各タクシー券使えます
- 車いすに乗ったまま、どこへでも移動
- ストレッチャー搭載
- ※車いすの方以外でも、高齢者・身体障がい者ケガ・病気の方もご利用になれます。

広告

指導員候補生募集

資格：普通免許MT車（AT車）以上所持者

待遇：社会保険、通勤手当、賞与年2回、有休休暇、指導員資格取得後正社員として採用

応募：電話の上、履歴書（写真添付）郵送、持参、委細面談（詳細はお問合せください）

高知ニュードライバー学院 吾川郡いの町枝川282番地 電話 0120-14-6014

入校生募集

大型特殊車増台予約受付中!!

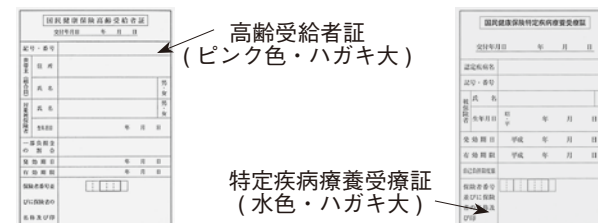
国保の 有効期限に ご注意ください！

～高齢受給者証・各認定証の有効期限は、7月31日まで～

◆更新します ～ 国民健康保険高齢受給者証・特定疾病療養受療証 ～

8月1日から、国民健康保険高齢受給者証(70歳～74歳の方)、特定疾病療養受療証が切り替わります。

該当の方には、7月下旬に新しい証(有効期限が令和3年7月31日のもの)を郵送いたしますので、ご確認ください。



◆手続きが必要です ～ 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証 ～

国民健康保険の「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日です。

自動更新ではありません。下の認定証をお持ちで、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月中の更新手続きをお願いします。
〈更新手続きについて〉

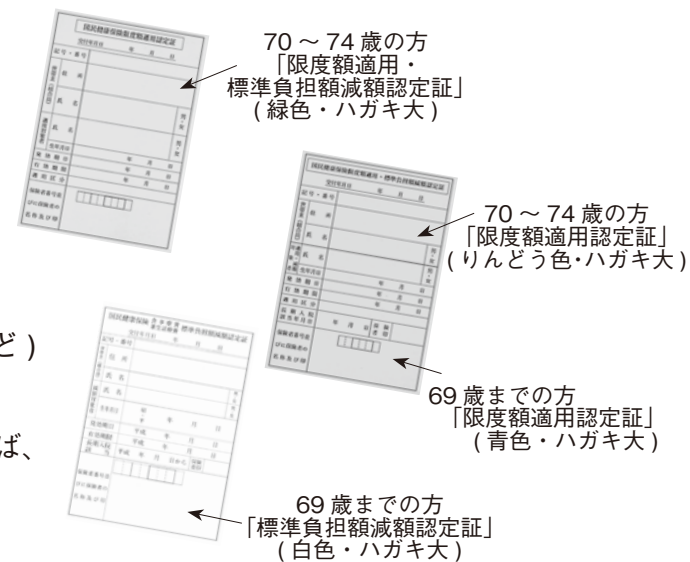
◇受付開始 8月3日

◇適用開始 8月31日までに更新の手続き
→ 8月1日からの適用
9月1日以降に更新の手続き
→ 申請した月の初日からの適用

◇必要なもの

- ・保険証・印鑑・本人確認書類(免許証など)
- ・申請者のマイナンバーの分かるもの(通知カードまたは個人番号カード)
- ・過去1年以内に90日以上入院があれば、確認できる領収書または入院証明書など

※滞納のある方は証をお出しできませんので、お納め忘れのないようお願いいたします。



後期高齢者医療保険 被保険者の皆さまへ

★被保険者証について

新しい被保険者証(保険証)を7月下旬に緑色の封筒で送付しますので、受け取ったら大切に保管してください。(新しい保険証の色は「茶色」です)

※なお、新しい保険証は8月1日から使えますので、有効期限を過ぎた黄色の保険証は、8月1日以降に各自で処分してください。

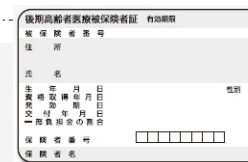
★4月以降、75歳になられた方へ

今年から保険料を納めていただくこととなります。今年の保険料については、年金からの引き落としはありませんので納付書で納めてください。

★保険料の決定と納付について

令和2年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。納め方が変更になっている方がいるので、通知内容をよく読んで、納め抜かりのないようお願いします。

※昨年まで年金から引き落としされていた方の中で、今年は納付書で納めるように変更になっている方が、気付かず滞納になる場合がありますのでご注意ください!



☎ 町民課 保険年金係 電話 22-7706